

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0131第3号」により下記の検査項目に
検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたので、
ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 29年 2月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL) (尿)	210 点

▼詳細内容

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）	210点	尿・糞便等 検査 判断料 (※1：34点)	D001尿中特殊物質 定性定量検査16 L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP)（尿）	<p>ア. 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ. 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ウ. 本検査と区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p>